

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 5 年 3 月

保護課

目 次

重点事項

第1 生活保護制度について	1
---------------	---

連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	
1 生活保護の動向について	17
2 現下の状況における適切な保護の実施について	17
3 平成30年改正法の施行後5年を目処とした見直しについて	20
4 令和4年度の地方からの提案等に関する対応方針等について	21
5 面接時の適切な対応等について	22
6 扶養照会に係る留意事項について	23
7 住宅扶助の代理納付の活用等について	26
8 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について	29
9 生活保護の申請者等が緊急小口資金等の特例貸付を利用していた場合の対応について	31
10 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用について	32
11 令和4年度末に発出する予定の実施要領改正案について	33
12 一時扶助における家具什器費の見直しについて	34
13 学習支援費の支給に関する留意事項について	35
14 一時的に生活に困窮する大学生等への支援等について	36
15 依存症対策について	37
16 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	38
17 生活に困窮する外国人に対する生活保護の適正な実施について	39
第2 令和5年度の生活保護基準について	
1 生活保護基準の検証結果について	40
2 生活保護基準の見直しについて	40
3 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響	41
4 その他の扶助・加算について	41
5 生活保護事務処理システムの改修について	42
第3 就労・自立支援の充実について	
1 就労支援の充実について	44
2 生活保護世帯の子どもに対する支援について	50
3 生活保護世帯に対する家計改善支援について	53
4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	54

第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	
1 医療扶助のオンライン資格確認の導入について	56
2 被保護者健康管理支援事業について	58
3 頻回受診の適正化について	60
4 子どもとその養育者への健康生活支援について	61
5 長期入院患者への適切な対応について	62
6 医療扶助における重複投薬・多剤投与の適正化について	62
7 後発医薬品の原則使用について	63
8 医療扶助に関する都道府県等の関与について	64
9 指定に係る申請・届出の簡素化について	65
10 施術に係る医療扶助の適正な給付について	65
11 通院移送費の適正な給付の徹底について	67
12 治療材料(眼鏡)の給付について	67
13 その他	67
第5 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	
1 無料低額宿泊所の届出の推進について	69
2 無料低額宿泊所のサテライト型住居について	71
3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設への指導・検査について	71
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助等の取扱い	72
5 無料低額宿泊所の入居者等への居宅生活移行への支援について	72
6 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施	74
7 日常生活支援住居施設の施設整備費補助	74
8 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策	74
第6 保護施設の適切な運営等について	
1 救護施設等入所者の居宅生活への移行の取組の推進	76
2 物価高騰への対応、交付金の活用	78
3 保護施設事務費における感染拡大防止対策	78
4 保護施設等における感染拡大防止対策への支援	79
5 保護施設等関係予算について	80
6 保護施設の整備について	80
7 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底について	81
8 インフラ老朽化対策の推進について	82
9 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について	84
10 保護施設等における木材利用の促進及びCLTの活用について	84
11 福祉サービス第三者評価事業の推進について	85

第7 地方自治体の体制整備等について	
1 生活保護のケースワーカーについて	86
2 地方自治体におけるシステム標準化について	86
第8 生活保護関係予算について	
1 生活保護費等負担金について	88
2 生活保護関係事業について	89
第9 生活保護関係調査等について	
1 令和5年度生活保護関係調査の実施について	90
2 統計法及び提出期限の厳守について	92
第10 生活保護に関する審査請求について	
1 審査請求の受付及び送付について	93
2 不服申立てに係る適切な教示について	94
第11 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	
1 訴訟提起等の報告について	95
2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について	96

参考資料

1 生活保護の動向	98
2 就労支援等に係る参考資料	102
3 医療扶助の健康管理支援・適正化に係る参考資料	104
4 医療扶助の動向	106
5 介護扶助の動向	119
6 被保護者健康管理支援事業に係る参考資料	122
7 生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業に係る参考資料	136
8 審査請求・再審査請求の根拠規定	138
9 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	139

重 点 事 项

生活保護制度について①（生活保護基準の見直しについて）

（1）現状・課題

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、5年に一度の頻度で定期的な検証を行っている。令和4年はその検証を行う年であったため、生活保護基準部会において、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて専門的かつ客観的な検証作業を実施し、同年12月に報告書がとりまとめられた。
- 報告書では、「生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。」「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」等、検証結果を踏まえる上での留意点が挙げられている。

（2）令和5年度の取組

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会の検証結果を適切に反映することを基本として見直しを行う。
- その上で、検証年である令和元年以降の我が国の経済については、コロナ禍による影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響を受けており、その動向の見極めが困難であることから、当面2年間の臨時的・特例的な対応として、
 - 基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算するとともに、
 - 加算を行ってもなお現行の基準から減額となる世帯について、現行の基準額を保障することとし、見直しを令和5年10月から実施する。

（3）依頼・連絡事項

- 令和5年10月施行となるため、生活保護事務処理システムの改修や被保護者に対する今般の見直し内容の説明等について、準備を進めていただきたい。
- 自治体の生活保護事務処理システムの改修費用に対する補助については、追ってお知らせする。

生活保護制度について② （生活保護制度の見直し、オンライン資格確認、業務システム標準化）

（1）現状・課題

- 生活保護制度の見直しについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において整理された「中間まとめ」において、被保護者の援助に関する計画作成・支援等を調整する会議体の設置、保護受給中の子育て世帯全体への支援、高卒就職者への支援、保護施設等における個別支援計画の策定、無料低額宿所への罰則創設、医療扶助等に関する都道府県の関与、困窮制度と保護制度との連携等について検討していくことが必要とされた。
- 令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、運用課題の更なる検討を行うとともに、各福祉事務所等における導入準備を円滑に進めていくための周知広報等を行っている。
- 生活保護システム標準化については、令和4年8月末に標準仕様書1.0版を公表した。また、令和4年度内に1.1版を公表する予定。

（2）令和5年度の取組

- 制度見直しのうち、医療扶助の適正化に関しては、重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所に薬剤師等を配置又は業務委託し、指導対象者等への訪問指導等を行う取組を開始する。
- オンライン資格確認の導入に向け、運用の見直しに係る留意事項等を適時周知していくとともに、引き続きシステム改修や被保護者の初回登録支援等に係る経費について国庫補助を行う。
- 生活保護システム標準化については、標準仕様書1.1版公表以降も、今後対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を行う。

（3）依頼・連絡事項

- 制度見直しについては、運用で対応可能な事項のうち、順次対応できるものに関しては、今後順次通知等で方針をお示しするので、着実な対応をお願いしたい。令和5年度予算案では、多剤投薬に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所において薬剤師等を雇用又は業務委託して、多剤投薬になっている者への服薬指導等を行う取組に対する国庫補助のための経費を盛り込んでいるため、積極的に協議いただきたい。なお、重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用に関する通知を年度内に発出するとともに、この取組による効果の把握や検証等を行うため、令和6年度以降は前年度の取組実績を国へ報告いただくことを予定しているため、ご承知おき願いたい。また、法制上の措置が必要な事項や、運用の見直しが必要な事項については、今後、更なる検討を深める予定なのでご承知おき願いたい。その際、制度改正に向けて、国から、自治体の状況把握のための調査等を依頼する場合は、ご協力をお願いしたい。
- 医療扶助のオンライン資格確認については、令和5年度中の導入に向けて、システム改修や社会保険診療報酬支払基金との事務委託の手続き等を着実に進めていただくとともに、都道府県には管内市町村と支払基金との調整窓口をお願いしたい。併せて、管内の被保護者に係るマイナンバーカード取得促進等及び初回登録支援の取組み、オンライン資格確認が原則となることも踏まえ、積極的にお願いしたい。
- 生活保護システム標準化については、令和4年12月から全国意見照会を行ったところだが、今後も意見収集を行う場合には、ご協力をお願いしたい。また、各自治体においては、令和7年度までにガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用することとされているため、その移行に向けた準備作業について適宜ご対応をお願いしたい。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和3年		令和4年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生活保護受給者数(万人)	204.0	203.8	203.4	203.6	202.4	202.3	202.3	202.4	202.5	202.4	202.4	202.7	202.7	
対前年同月比(%)	▲0.5	▲0.6	▲0.7	▲0.8	▲1.0	▲0.8	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.7	
対前月比(%)	0.04	▲0.1	▲0.2	0.1	▲0.6	▲0.02	0.002	0.01	0.1	▲0.03	▲0.01	0.1	0.01	

■生活保護受給世帯数

	令和3年		令和4年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.5	164.4	164.2	164.3	163.7	164.0	164.1	164.2	164.4	164.4	164.4	164.7	164.7	
対前年同月比(%)	0.4	0.3	0.3	0.1	▲0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	
対前月比(%)	0.1	▲0.1	▲0.1	0.1	▲0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	▲0.01	0.02	0.1	0.01	

■保護の申請件数

	令和3年		令和4年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保護の申請件数	17,752	19,335	16,030	19,793	17,758	20,353	20,881	22,016	20,562	21,368	19,700	21,433	17,706	
対前年同月比(%)	2.6	▲3.6	▲8.0	▲13.4	▲7.3	10.6	7.2	6.1	7.1	6.0	5.2	1.6	▲0.3	
対前々年同月比(%)	9.2	3.3	▲0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
対前月比(%)	▲15.8	8.9	▲17.1	23.5	▲10.3	14.6	2.6	5.4	▲6.6	3.9	▲7.8	8.8	▲17.4	

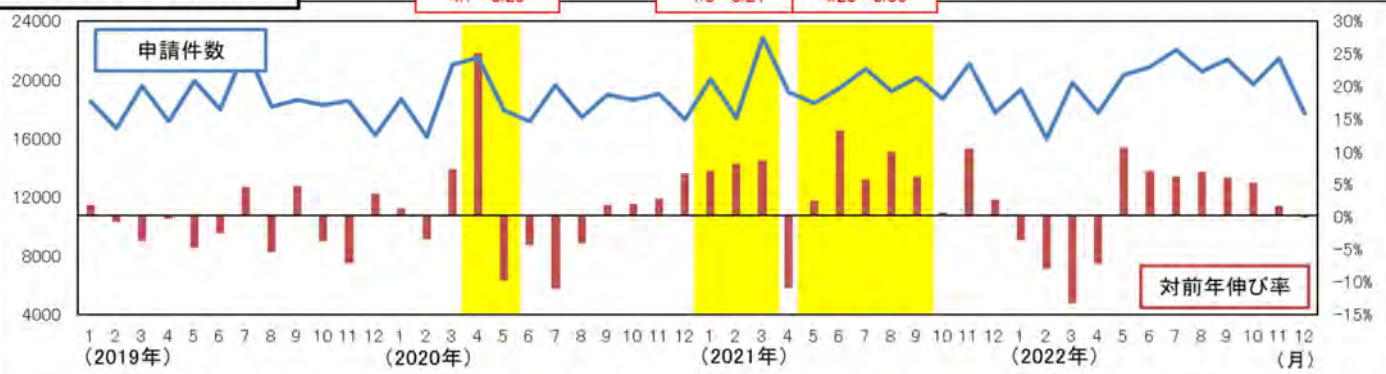
■保護開始世帯数(決定件数)

	令和3年		令和4年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保護開始世帯数	17,647	15,690	15,233	17,751	15,676	17,039	17,935	18,489	17,555	18,397	17,716	19,522	17,532	
対前年同月比(%)	2.2	▲2.4	▲7.8	▲12.7	▲10.4	9.2	5.4	7.5	8.8	3.2	6.5	5.8	▲0.7	
対前々年同月比(%)	6.2	5.6	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
対前月比(%)	▲4.3	▲11.1	▲2.9	16.5	▲11.7	8.7	5.3	3.1	▲5.1	4.8	▲3.7	10.2	▲10.2	

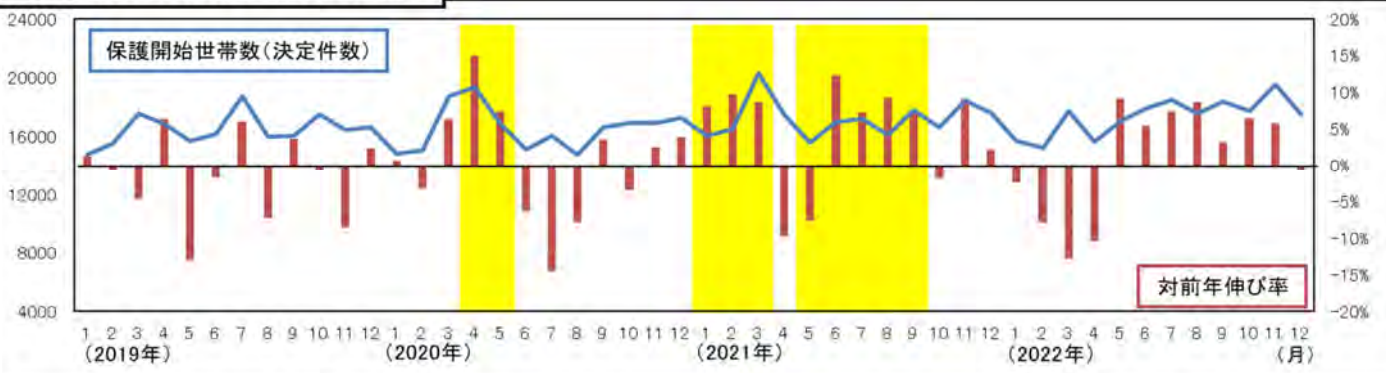
※令和4年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



令和5年度生活扶助基準の見直しの概要

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

令和5年10月以降の生活扶助基準額表（案）

- 見直し後の基準額は、以下の計算方法で算出する。
 第1類×第1類逓減率+第2類+特例加算+生活扶助本体に係る経過的加算
 ※ これまでの基準額①と基準額②から算定した額の高い方の額を採用する方式を改め、単一の基準額表から算定する方式となる。
 ※ 冬季加算、期末一時扶助費、障害者加算、母子加算等は改定しない。

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3～5歳	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6～11歳	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12～17歳	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18～19歳	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20～40歳	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41～59歳	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60～64歳	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65～69歳	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70～74歳	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75歳以上	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

生活扶助基準第1類逓減率

単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800	0.5500	0.5200	0.5000	0.5000

生活扶助基準第2類

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
単身	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180
6人	55,650	55,650	55,650	55,650	55,650	55,650
7人	58,920	58,920	58,920	58,920	58,920	58,920
8人	61,910	61,910	61,910	61,910	61,910	61,910
9人	64,670	64,670	64,670	64,670	64,670	64,670
10人以上1人を増すごとに加算する額	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760

令和5年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る特例加算・経過的加算（案）①

- 特例加算として、世帯員一人当たり月額1,000円を加算する。(救護施設等入所者、入院患者、介護施設入所者も含む)
- 生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員一人当たりにつき加算する。

(計算例)60代後半1人、40代1人、30代1人、中学生1人の4人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額
 → 「12～17歳」2,230円+「20～40歳」2,240円+「41～59歳」470円+「65～69歳」0円=4,940円

特例加算

1人当たり月額	1,000
---------	-------

(月額・円)

経過的加算

	単身世帯						2人世帯					
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	550	0	0	990	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	550	0	0	990	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	1,330	0	0	910	0	0	890	50	0	1,380	0	0
20～40歳	700	0	0	910	0	0	890	50	0	1,380	0	0
41～59歳	1,520	0	0	910	0	0	890	50	0	1,380	0	0
60～64歳	1,160	0	0	910	0	0	890	50	0	1,380	0	0
65～69歳	1,630	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0
75歳以上	3,220	1,340	0	1,180	0	0	1,460	610	320	1,710	0	450

	3人世帯						4人世帯					
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	980	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	530	0	0	0	0	0	2,230	1,050	190	0	0	0
18～19歳	2,290	950	0	0	0	0	3,770	2,550	1,630	720	0	0
20～40歳	670	0	0	0	0	0	2,240	1,090	240	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	470	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	390	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0	0

令和5年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る特例加算・経過的加算（案）②

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	2,340	1,840	1,220	0	0	0	1,270	860	0	0	0	0
3～5歳	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	3,810	2,720	1,910	1,120	0	0	3,280	2,250	1,490	740	0	0
18～19歳	5,190	4,060	3,200	2,350	650	70	4,630	3,570	2,750	1,960	320	0
20～40歳	3,730	2,680	1,880	1,090	0	0	3,180	2,180	1,430	690	0	0
41～59歳	2,060	1,070	340	0	0	0	1,500	570	0	0	0	0
60～64歳	960	110	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	1,230	380	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	1,630	810	0	0	0	0	900	240	0	0	0	0

	7人世帯						8人世帯					
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	70	0	0	1,370	170	0	0	0	0	580	110	660
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	810	30	0	0	0	0
12～17歳	4,480	3,460	2,690	1,940	350	0	5,780	4,760	3,960	3,200	1,630	1,110
18～19歳	5,760	4,710	3,880	3,090	1,490	940	7,000	5,940	5,100	4,280	2,710	2,130
20～40歳	4,310	3,320	2,560	1,830	300	0	5,540	4,550	3,780	3,020	1,520	1,000
41～59歳	2,630	1,710	1,030	380	0	0	3,870	2,950	2,240	1,570	150	0
60～64歳	960	120	0	0	0	0	2,200	1,350	730	130	0	0
65～69歳	1,220	370	0	0	0	0	2,440	1,590	960	340	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	1,820	1,180	360	20	0	0	2,840	2,210	1,380	1,030	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	0	0	0	0	0	430	0	0	0	0	0	350
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	1,630	850	290	0	0	0	1,540	790	250	0	0	0
12～17歳	6,660	5,640	4,830	4,050	2,510	1,970	6,570	5,570	4,790	4,040	2,520	2,010
18～19歳	7,830	6,770	5,920	5,100	3,550	2,950	7,740	6,710	5,880	5,090	3,550	2,980
20～40歳	6,370	5,390	4,600	3,840	2,350	1,820	6,290	5,320	4,560	3,820	2,360	1,860
41～59歳	4,700	3,780	3,070	2,390	980	520	4,610	3,720	3,030	2,380	990	560
60～64歳	3,030	2,190	1,550	950	0	0	2,940	2,120	1,510	930	0	0
65～69歳	3,260	2,420	1,770	1,150	0	0	3,180	2,350	1,730	1,140	0	0
70～74歳	250	0	0	0	0	0	160	0	0	0	0	0
75歳以上	3,530	2,900	2,080	1,720	230	160	3,440	2,840	2,040	1,710	240	200

【参考】生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要）

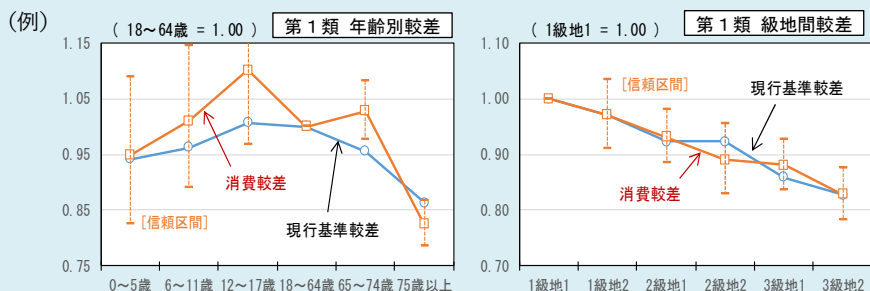
（1）基準額の水準の検証

夫婦子1人のモデル世帯
(年収階級第1・十分位)

- ① 現行基準（生活扶助）
137,790円
- ② 消費実態（生活扶助相当）
140,514円
- (②-①) / ① **2.0%**

（2）基準体系の較差の検証（年齢、級地、世帯人員別の較差）

より精緻に実態を捉えられるよう消費較差の算出方法を改善した上で、基準体系ごとの消費較差の実態と現行の生活扶助基準の較差との乖離の状況を確認。



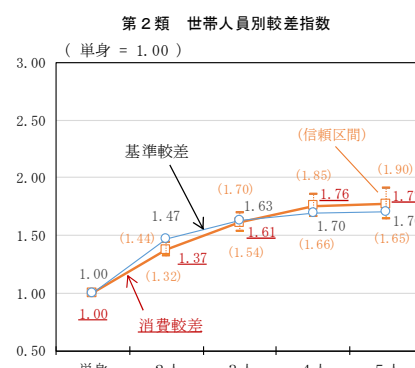
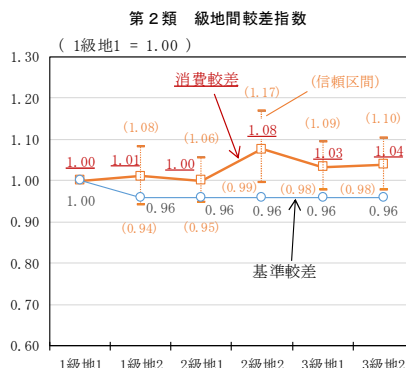
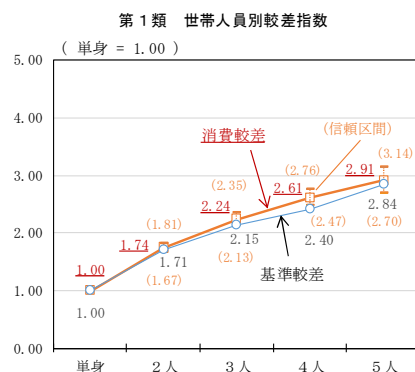
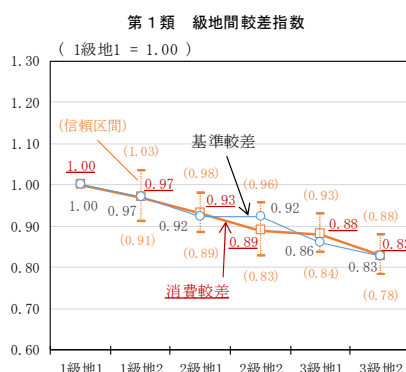
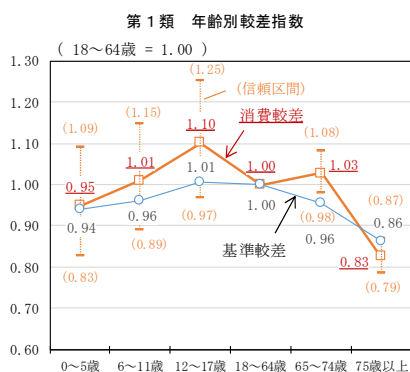
《検証結果を踏まえる上での留意点》

- 厚生労働省において、今回の検証結果を踏まえて、具体的な基準の見直しを検討する際には、検証作業に用いた集計結果等を機械的に適用するのではなく、各検証結果に係る留意点を十分に踏まえて対応するよう強く求めるものである。
- 特に、生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。
- 基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。
- 第2類の費用の級地間較差に関しては、必ずしも上位級地が下位級地よりも高くない状況であるため、これを機械的に反映した場合には、これまでの制度と矛盾が生じることに留意が必要である。

* 平成29年検証で指摘された「これ以上下回ってはならないという水準」の設定については、今回、消費実態との比較によらない新たな検証手法に関する各調査研究の報告を受け、その試算結果の参照方法について検討を行ったが、様々な意見があり、部会として結論を得るには至らなかった。消費実態との比較によらない手法については、下支えとなる水準を明らかにしていくために今後も議論を重ねていくことが重要である。

【参考】生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要） 関連資料

《 年齢、級地、世帯人員別の較差検証の結果 》



※ 信頼区間は、回帰分析結果の係数に基づく95%信頼区間。